

通学形態変更届(自宅外通学)

奨学生・予約採用候補者→学校  
→自宅外センター

本様式作成に当たっては必ず別紙の記入例をご参照ください。  
自宅外通学要件確認チャート(別紙)も併せて必要です。  
自宅外通学要件確認チャート(別紙)も併せて必要です。

独立行政法人

日本学生支援機構理事長 殿

私は、下記のとおり通学形態変更を願います。  
なお、確認書で確認し、同意した内容から、通学形態変更に伴う給付月額  
確認書並びに日本学生支援機構諸規程に定める取扱いに従うことを契約  
第一種奨学金の貸与月額については、諸規定に基づき現在の月額から増  
減することの同意し、併給調整に伴う月額変更により、既に振り込まれた金額  
第一種奨学金貸与金として取り扱うことに同意します。

見本

黒い太枠線内は正確に、もれなく記入し、学校に提出してください。未記入の欄は空白で構いません。

提出日 西暦 20 年 月 日  
生年月日 西暦 20 年 月 日  
学籍番号  
フリガナ  
氏名 (自署)  
奨学生番号 5 2 0  
採用候補者決定通知登録番号 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 - 0 0 0 - 0 0 0 0 0  
進学届入力日 不要 日

通学形態変更 自宅通学 → 自宅外通学

自宅外通学要件及び提出書類の確認  
「自宅外通学要件確認チャート」を確認し、以下の「対象区分」に該当することを確認  
(該当する「対象区分」に☑を記入し、証明書類を添付) □ A □ B □ C □ D □ E □ F □ G  
自宅外への入居日 西暦 20 年 月 日 → 入居月(または採用決定月)から届出日(注1)まで3カ月以内→入居日の属する月が変更始期(注2)  
契約期間 西暦 20 年 月 日 → 経過→届出日の属する月が変更始期(注2)  
家賃・寮費発生年月日(注3) 西暦 20 年 月 日 → 年月日から家賃・寮費発生年月日から自宅外要件に該当  
自宅外住所  
生計維持者①(現住所) 生計維持者① 氏名: 高校で予約採用の申請した生計維持者と同一人物を記入(無収入であっても生計維持者とする)  
生計維持者②(現住所) 生計維持者② 氏名:  
キャンパス住所 下 渋谷: 〒150-0011 東京都渋谷区東4-10-28 たま: 〒225-0003 神奈川県横浜市青葉区新石川3-22-1  
自宅外要件 ⑤その他やむを得ない特別な事情を選択する場合 ①実家から大学等までの通学距離が片道60キロメートル以上(目安) □  
②実家から大学等までの通学時間が片道120分以上(目安) □  
③実家から大学等までの通学費が月1万円以上(目安) □  
④実家から大学等までの通学時間が片道90分以上であり、通学時間帯に利用できる交通機関の運行本数が1時間当たり1本以下(目安) □  
⑤その他やむを得ない特別な事情 詳細: スポーツ学寮の場合: 「部活動において入寮が義務付けられているため」

(注1)自宅外通学事務処理センターに自宅外通学に係る証明書類が到着した日となります。  
(注2)自宅外通学の変更始期として認められるのは自宅外要件を満たし、かつ給付奨学金の支給始期年月以降となります。支給始期年月より前に遡ることはありません。  
(注3)家賃・寮費発生年月日は支払日・口座振替日ではありません。(例:2024年4月1日から2025年3月31日までの契約期間で、家賃が4月1日から発生している場合は2024年4月1日を記入。)  
・通学形態変更に基づき、給付月額および第一種奨学金貸与月額を変更します。  
・第一種奨学金の貸与月額については、法令等の規程に基づき増額又は減額(複数あるときは機構の定める額)にします。  
・選択可能な月額に変更したい場合は、第一種奨学金貸与月額変更願(届)(貸与様式2-1又は貸与様式2-2)で願(届)出してください。  
・通学形態変更による第一種奨学金貸与月額の増額に伴い、第一種奨学金の「変更後の借入金額(予定・総額)」が返還誓約書に印字の借入金額を上回る場合は、後日、「貸与奨学金増額同意書」の提出が必要となります。(学校を通じてお渡します。)

・自宅外通学に係る証明書類の添付が必要です。  
別紙「自宅外通学要件確認チャート」のいずれかの「対象区分」に該当することを確認し、該当する「提出書類」を本届にホチキス留めて提出してください。※提出された書類は返却しません。

上記記載のとおり相違ないことを証明します。

(学校の証明) 20 年 月 日  
学校名 國學院大學  
関係課長(※) 学生部長 根岸 毅宏  
※証明者は課長相当職以上の方としてください。  
学校確認欄(☑を記入) □ A □ B □ C □ D □ E □ F □ G  
電話番号(担当者名) 学校番号 区分  
( ) 3 0 4 0 1 2

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金支給業務、奨学金貸与業務(返還業務を含む)及び在籍する学校での授業料等減免業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。